

処 分 基 準

令和7年1月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－1）
根 抠 条 項：第8条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条（許可）、第4条（許可の基準）、第7条（承認）、第7条の2（承認）、第7条の3（承認）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第4条第1項第7号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうしているようなとき。・ 第4条第1項第12号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年1月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－3）
根 抠 条 項：第26条第1項
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し、停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－4）
根 抠 条 項：第26条第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－6）
根 抠 条 項：第30条第1項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第17条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年1月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－7）
根 抠 条 項：第30条第2項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第1項・第2項（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年1月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－8）
根 抠 条 項：第30条第3項
処 分 の 概 要：浴場業営業等の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－10）
根 抠 条 項：第31条の5第1項
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第18条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年1月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1-11）
根 抠 条 項：第31条の5第2項
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の3第2項、第28条第1項・第2項（受付所営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－13）
根 抠 条 項：第31条の6第2項第2号
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項（处分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－14）
根 抠 条 項：第31条の6第2項第3号
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項（处分移送通知書の送付）、第31条の3第2項、第28条第1項・第2項（受付所営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－20）
根 抠 条 項：第31条の15第1項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第20条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－21）
根 抠 条 項：第31条の15第2項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の13第1項において準用する第28条第1項・第2項（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－23）
根 抠 条 項：第31条の20
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第21条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－25）
根 抠 条 項：第31条の21第2項第2号
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の21第1項（处分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－26）
根 抠 条 項：第31条の23において準用する第8条
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原 権 者：千葉県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の22（許可）、第31条の23において準用する第4条（第4項を除く。）（許可の基準）、第31条の23において準用する第7条（承認）、第31条の23において準用する第7条の2（承認）、第31条の23において準用する第7条の3（承認）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第31条の23において準用する第4条第1項第7号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうとしているようなとき。・ 第31条の23において準用する第4条第1項第12号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－28）
根 抠 条 項：第31条の25第1項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－29）
根 抠 条 項：第31条の25第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－31）
根 抠 条 項：第34条第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年1月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1-32）
根 抠 条 項：第35条
処 分 の 概 要：興行場営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1-33）
根 抠 条 項：第35条の2
処 分 の 概 要：特定性風俗物品販売等営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－35）
根 抠 条 項：第35条の4第2項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第28条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1－35）
根 抠 条 項：第35条の4第2項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第28条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1-37）
根 抠 条 項：第35条の4第4項第2号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の4第3項（处分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：